

公園朝市出店者注意事項（ガイドライン）

令和6年6月1日
（一財）古河市地域振興公社

（一財）古河市地域振興公社が主催する公園朝市について、安全対策のため、出店者注意事項（ガイドライン）を作成しましたので、出店者募集要項と併せて本ガイドラインも遵守してください。

- ①車両の移動は、園内徐行とし、運転者の責任において運転してください。
- ②車両による搬入時間は、イベント開始30分前までとします。
- ③車両による搬出時間は、イベント終了後15分間の会場整理のための時間を設け、安全確保ができた後、搬出開始とします。
そのため、販売終了時間の厳守をお願いします。
- ④出店者の営業に必要な許認可等は、出店者の責任において関係機関に申請等を行ってください。販売品目は許可を受けたものに限り、
※未提出の方のみ、申請許可書の写しを提出してください。（個人LINEを活用します）
- ⑤飲食物を販売する場合は、保健所の指導等を遵守し、食品衛生に努めてください。
- ⑥火器及び発電機を使用する場合は、必ず消火器を持参してください。
- ⑦発電機を使用する場合は、イベント会場内での給油は禁止とします。
大変危険な行為ですので、絶対にしないでください。
- ⑧強風によりテントや看板等の設置物が飛ばされないように注意してください。出店者は、予め撤去するなど、対策に努めてください。
- ⑨出店者は、食品等の提供により使い捨て容器等のゴミが発生する場合など、出店者が各自持ち帰ってください。
- ⑩汚水や氷、油など、公園内には絶対に捨てず、各自持ち帰ってください。
園内水道での油汚れの洗浄は禁止とします。

出店に関する事故や販売におけるトラブル等について、主催者は一切の責任を負いかねます。賠償責任保険（自動車保険、生産物保険）に加入するなど出店者ごとに対応してください。

以上